

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年12月25日（平成29年（行情）諮問第498号）

答申日：平成30年11月26日（平成30年度（行情）答申第328号）

事件名：特定文書に記載の特定職員にアンケート原本を隠匿する意図がなかったこと等の根拠が分かる文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「海幕監察第7309号（24.8.30）（以下「本件報告書」という。）18頁18行目～23行目の根拠が書かれた文書。すなわち，①横監法務係長に，アンケート原本を隠匿する意図がなかったという根拠 ②彼が思い悩んでいたことの根拠 ③彼に相談できる人がいなかったという根拠 ④彼が繁多な業務の処理に追われていたという根拠（以下，順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書4」といい，併せて「本件請求文書」という。）」の開示請求につき，「聞き取り調査」（以下「本件対象文書」という。）を特定し，一部開示した決定については，本件対象文書を特定したことは，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成25年2月26日付け防官文第2270号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，不開示部分の取消し及び全部開示の決定並びに文書の再特定を求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

横須賀地方総監部法務係長こと特定事務官は，平成24年1～2月にたちかぜアンケートを発見しながら，4か月以上にわたり隠し続け，裁判所，情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。），ひいては国民を欺き続けたウソつきである。ウソつきの供述を裏も取らずに真実と認めるのか。

（2）意見書

ア 「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）違反について

同申合わせによれば，諮問は不服申立てから原則として30日以内，

遅くとも90日以内に行うこととされているが、本件は不服申立てから諮問まで数年を要している。しかも同申合せによれば、30日を超えることが許されるのは「改めて調査・検討等を行う必要が」ある場合である。本件においては、30日はおろか、90日を数年も超過しているからには、諮問庁・処分庁はさぞかし詳細な「調査・検討等」を行ったのかと思いきや、「理由説明書」を読む限り、ほぼ原処分における主張を繰り返しただけである。このように、同申合せに定められた期限を漫然と超過するようなことは許されるべきでない。いずれにせよ、90日を数年も超過するのは、常軌を逸している。

なお、別紙（省略）によれば、諮問庁・処分庁においては、本件以外にも同申合せの期限を超過した文書が大量に存在するようであるが、平成28年度に不服申立ての件数が前年度の4倍になったので、平成28年度以降は、不服申立てから諮問まで90日をどれだけ超過しても同申合せ違反になることはない、と言っているようにさえ読める。更には、平成27年度以前の不服申立てについても、諮問まで90日をどれだけ超過しても同申合せ違反になることはない、と言っているようにさえ読める。これだけでも諮問庁・処分庁の情報公開請求に係る不服申立てに対する考え方に首をかしげざるを得ないが、そもそも不服申立てが増加したのは、給油量取り違え隠蔽事件、たちかぜアンケート事件・南スーダン日報事件等により、諮問庁・処分庁の情報公開事務の適正性に疑問が生じたからであろう。それを逆手にとって不服申立てから諮問までの遅延を正当化するのは、「焼け太り」のようなものでありおかしい。

審査会におかれては、かかる諮問庁・処分庁の考え方が妥当かどうか検討し、要すれば諮問庁・処分庁を指導してもらえれば幸いである。

イ 近日中に「追加意見書」を提出する。

諮問庁・処分庁は、不服申立て事案を前記申合せに違反し数年も抱え込んだ挙げ句、一挙に諮問してきた。本来であれば、不服申立人は3週間程度で意見書を提出しなければならないところであるが、とても間に合わない。更にいえば、諮問庁・処分庁が数年も準備して諮問したのに対し、不服申立人は3週間程度で反論せよというのは、不公平である。したがって、まず、本日必要最小限の内容を記した意見書を提出した上で、近日中に追加意見書を提出することとしたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

開示決定等に当たっては、その一部が法5条1号及び6号の不開示情報に該当することから原処分を行ったところ、本件異議申立てが提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は別表（省略。以下同じ。）のとおりである。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は「横須賀地方総監部法務係長こと特定事務官は、平成24年1～2月にたちかぜアンケートを発見しながら、4か月以上にわたり隠し続け、裁判所、審査会、ひいては国民を欺き続けたウソつきである。ウソつきの供述を裏も取らずに真実と認めるのか。」と主張し、不開示部分の取消し及び全部開示の決定並びに文書の再特定を求めるが、本件対象文書が、開示請求に係る行政文書として認められたことから、原処分において、本件対象文書を特定したものであり、本件異議申立てを受け、改めて本件対象文書を確認したが、本件対象文書は、開示請求の内容に合致するものと認められる。

また、原処分に当たっては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別表のとおり同条1号及び6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分は開示している。

以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年1月15日 審議
- ④ 同年2月6日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤ 同年10月31日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年11月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、本件報告書に記載された内容の根拠に係る文書である。

異議申立人は不開示部分の取消し及び全部開示の決定並びに文書の再特定を求める旨主張するが、異議申立書の内容に鑑みれば、具体的には、本件請求文書に該当する文書の再特定を求めるものと解される（なお、異議申立人は、上記第2の2（2）イのとおり、当審査会に対し、近日中に追

加意見書を提示する旨主張するが、その後9か月以上経過した時点においても、当該追加意見書の提示はなされていない。)

諮問庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件異議申立てにおける異議申立人の主張の趣旨は、原処分で特定された「聞き取り調査」(本件対象文書)に記載された特定事務官の発言の他に、本件報告書の記載内容の根拠となった文書を追加的に特定するよう求めるものと解した。

イ 本件異議申立てを受け、海上幕僚監部の関係部署において、執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、上記アに該当する文書の存在を確認することはできなかった。

ウ なお、上記聞き取り調査の聴取者が被聴取者の発言等を記録するため、上記アに該当し得るメモを作成した可能性はあるものの、これは、当該聴取者が聞き取り調査結果を取りまとめるに当たって参照するために作成するものであることから、仮にそのようなメモを作成していたとしても、当該調査結果が完成した時点で、当該メモは不用となり、廃棄されたものと考えられる。

(2) 異議申立人が追加的に特定を求める文書の存在は確認できず、保有していない旨の上記(1)の諮問庁の説明は否定し難く、他に当該文書の存在をうかがわせる事情も見い出せないことから、防衛省において本件対象文書の他に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、異議申立てから諮問までに約4年8か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

また、本件諮問については、諮問庁から理由説明書の提出を受けた後に、当審査会が審議するに当たって必要であった本件対象文書の提示を求めたにもかかわらず、長期間対応がなされない状況が続いた。

このような諮問庁の対応は、当審査会の審議に多大な支障を生じさせ、

「簡易迅速な手続」による処理の妨げとなるものである。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理につき、迅速かつ的確な対応が強く望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久